

●発表日:平成27年(2015年)11月24日

平成27年田原市議会第4回定例会提出議案について

平成27年田原市議会第4回定例会を招集し、次の議案を提出します。

平成27年田原市議会第4回定例会提出議案

- 1 告示 平成27年11月20日(金)
- 2 議会 平成27年12月1日(火)～12月15日(火)
- 3 議案数 12件
 人事 1件
 条例 8件(新規2件、一部改正6件)
 単行 1件
 予算 2件(補正予算2件)

※詳細は別紙のとおり

(担当) 総務課 副主幹 花井 康臣 電話(0531)23-3506

平成 27 年田原市議会第 4 回定例会提出議案等

告示 平成 27 年 11 月 20 日 議会 平成 27 年 12 月 1 日

議案 番号	議 案 名	担 当 課	備 考
72	固定資産評価審査委員会委員の選任について	収納推進課	<p>地方税法第 423 条第 3 項の規定により、固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求めるもの。</p> <p>住 所 田原市高松町谷倉 68 番地 氏 名 藤 城 孝 行 生年月日 昭和 26 年 7 月 25 日</p> <p>現委員の伊藤博文氏（若見町）の任期が平成 28 年 2 月 7 日で満了することから、後任の委員について選任するもの。任期は、平成 28 年 2 月 8 日からの 3 年間。</p>
73	田原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例について	総務課	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 9 条第 2 項の規定に基づき、個人番号の利用に関し必要な事項を定めるもの。</p> <p>施行期日は、平成 28 年 1 月 1 日。ただし、第 3 条第 2 項ただし書及び同条第 3 項ただし書の規定は、法附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日。</p>
74	田原市特別用途地区建築条例について	建築課	<p>建築基準法第 49 条第 1 項の規定に基づき、特別用途地区内における建築物の建築の制限に関し必要な事項を定めるもの。</p> <p>施行期日は、規則で定める日。</p>
75	田原市部設置条例の一部を改正する条例について	人事課	<p>平成 28 年 4 月 1 日付けで機構改革を行うため、所要の改正を行うもの。</p> <p>施行期日は、平成 28 年 4 月 1 日。</p>
76	田原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について	人事課	<p>地方公務員法の一部改正に伴い、「田原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」、「田原市職員の育児休業等に関する条例」及び「田原市職員の給与に関する条例」において地方公務員法を引用している条項が繰り上げられたため、所要の改正を行うもの。</p> <p>施行期日は、平成 28 年 4 月 1 日。</p>
77	田原市市税条例等の一部を改正する条例について	税務課、 収納推進課	<p>地方税法の改正に伴う納税の猶予制度の見直し及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う所要の改正を行うもの。</p> <p>施行期日は、それぞれ附則で定める日。</p>

78	田原市市立学校設置条例の一部を改正する条例について	教育総務課	野田中学校が田原中学校へ統合することに伴い、所要の改正を行うもの。 施行期日は、平成28年4月1日。
79	田原市市民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	文化生涯学習課、人事課	「校区市民館」から「地区市民館」へ名称を変更すること等に伴い、所要の改正を行うもの。 また、附則において、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行うもの。 施行期日は、公布の日。
80	田原市市民協働まちづくり条例の一部を改正する条例について	市民協働課、子育て支援課	「校区コミュニティ協議会」から「コミュニティ協議会」へ名称を変更すること、コミュニティ協議会の区域を変更すること等に伴い、所要の改正を行うもの。また、附則において、田原市市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正を行うもの。 施行期日は、公布の日。
81	田原市公共下水道田原浄化センターの建設工事委託に関する協定の変更について	下水道課	田原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるもの。 変更前協定金額 630,000,000円 変更後協定金額 602,300,000円 変更金額 △27,700,000円
82	平成27年度田原市一般会計補正予算(第4号)	財政課	歳入歳出予算 補正前 31,083,398千円 補正額 50,220千円 補正後 31,133,618千円 繰越明許費 8款 土木費 1事業 9,000千円 債務負担行為 10款 教育費 3事業 16,780千円
83	平成27年度田原市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	下水道課	歳入歳出予算 補正前 2,087,054千円 補正額 △24,140千円 補正後 2,062,914千円 地方債の補正(1項目) △12,300千円

報告

番号	件名	担当課	備考
12	損害賠償の額の決定及び和解について	土木課	<p>地方自治法第180条第2項の規定により、損額賠償の額の決定と和解について、専決処分したので報告するもの。</p> <p>1 平成27年8月30日の市道中新地線における走行車両の損傷事故について 専決処分日 平成27年9月30日 損害賠償の額 14,904円</p> <p>2 平成27年7月30日の市道土田伊川津線における走行車両の損傷事故について 専決処分日 平成27年11月17日 損害賠償の額 37,531円</p> <p>3 平成27年9月6日の大雨におけるビニールハウスの損傷事故について 専決処分日 平成27年11月17日 損害賠償の額 103,982円</p>

議案数 12件

人事案件	1件	条例 8件 新規 2件 一部改正 6件	単行 1件	予算 2件 補正予算 2件
------	----	---------------------------	-------	------------------

報告 1件

平成28年4月1日付田原市組織機構改革について（案）

1. 背景

現在の組織体制は、平成21年度に改編し、年度ごとに適宜見直しを行いながら、7年目を迎えています。

我が国の経済は、緩やかな回復基調が続いていますが、本市の財政見通しについては、合併算定替終了による地方交付税の大幅な減少や税制改正等による税収減少が危惧されているところです。また、少子高齢化や危機管理への対策、あるいは多様化する市民ニーズや行政課題などの社会情勢の変化に、迅速かつ柔軟に対応できる行政運営が求められています。

このような状況の中、将来を見据えた持続可能な行政運営と、「田原市総合計画」を着実に推進し、限られた経営資源を有効に活用する組織機構の再構築が必要となっています。

2. 基本的な方針

- (1) 市長公約の実現や新たな行政課題への対応が可能な組織
- (2) 危機管理機能を強化する組織
- (3) グループ制から係制への転換を図り、市民に分かりやすく、利用しやすい効率的な組織

以上の3つを基本的な方針として定め、平成28年4月1日からの組織について再編を図ります。

3. 主な内容

- (1) 部局の新設等
 - ①新設4部局 防災局、企画部、建設部、都市整備部
 - ②廃止2部 政策推進部、都市建設部
- (2) 課室の新設等
 - ①新設9課室 企画課、人口増企画室、地域創生課、東京事務所、土木計画課、土木建設課、生涯学習課、文化財課、図書業務課
 - ②廃止6課室 政策推進課、経営企画課、市民協働課、土木課、教育企画室、文化生涯学習課
 - ③改称3課 高齢者支援課（高齢福祉課）、福祉援護課（地域福祉課）、健康増進課（健康課）

*カッコ内の課名は、現在の課名です。

*課室名については、変更の可能性があります。

4. 組織機構図（案）（平成 28 年 4 月 1 日）

